

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

◇ マネキンに対する報酬

Q : 当社は、いわゆるマネキンを使ってデパートで婦人服を販売しています。このマネキンに対する報酬は紹介所に支払っていますが、源泉は引かなくていいのでしょうか？

A : 源泉は差し引かなければなりません。

【解説】

マネキンとは、デパートやスーパーマーケットなどの求人企業の売り場で商品を販売する人で、一見すると、その社員と区別がつかないという特徴を持っています。

一方、マネキン紹介所とは、厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業者で、求人者に求職者を斡旋して雇用関係を成立させることを業とする者をいいます。

マネキンは、マネキン紹介所の紹介を受けて求人企業と雇用契約を結び、求人企業から勤務場所や職務内容、勤務時間等の指揮命令を受けて役務の提供をすることになります。

したがって、雇用関係はマネキンと求人企業間においてあるということになりますので、たとえマネキンに対する給与がマネキン紹介所を通じて支払われているとしても、求人企業者は給与の支払時には源泉所得税を徴収しなければなりませんので注意が必要です。

なお、この場合において、雇用期間が2月以内であれば日額表丙欄を適用し、2月を超える場合には、扶養控除等申告書の提出の有無により、月額表の甲欄又は乙欄を適用して源泉徴収することとなります。

